

神奈川県知

様式第1号

4-100

飼育動物診療施設開設届

平成4年12月3日

神奈川県知事 長洲-ニ 殿

住所
氏名 (株)アニマルメディカルセンター
渡辺 泰章

獣医療法第3条の規定により、診療施設の開設を次のとおり届出ます。

開設者	氏名(名称)	(株)アニマルメディカルセンター		
	住所			
	獣医師であることの有無	有	電話番号	044-433-5155
診療施設	名称	(株)アニマルメディカルセンター		
	電話番号	044-433-5155		
	開設場所	211 川崎市中原区新丸子東2-890-10		
開設年月日		S 59 年 11 月 24 日		
管理者	氏名	渡辺 泰章		
	住所			
診療業務を行う獣医師	氏名	免許証登録番号	登録年月日	
診療の業務の種類		小動物		

第 4127 号

様式第3号

家畜診療施設関係届出事項変更届

平成11年5月6日

神奈川県知事

殿

住 所

氏 名

渡辺泰章

獣医師法第22条後段の規定により、家畜診療施設関係届出事項の変更を下記のとおり届出ます。

記

1 開設者の氏名(名称)及び住所

氏 名(名称)

(株)アニマルメディカルセンター 代表 渡辺泰章

住 所

2 診療施設の名称及び開設場所

名 称

エキゾチックアニマルメディカルセンター

開設場所

川崎市中原区新丸子東2-890-10

3 変更事項

診療施設の名称変更

管理者の氏名及び住所

診療業務を行う獣医師

(別添参照)

(注 設備の大幅な変更にあつては施設配置図を添付すること)



飼育動物診療施設届出事項変更届

15年7月8日

神奈川県知事

殿

開設者 住所 〒

株式会社 アニマルメディカルセンター

代表取締役 渡辺 泰章

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の役職氏名)

獣医療法第3条の規定により、診療施設関係届出事項の変更を、次のとおり届出ます。

1 診療施設の名称及び開設場所

名称 エキスプレスメディカルセンター

開設場所 川崎市中原区新丸子東2-890-10

2 変更年月日

15年7月1日

3 変更事項

新

診療業務を行う獣医師、エックス線診療に従事する獣医師及び
管理獣医師の変更

渡辺泰章(代表取締役)	高橋 晶子	上野元裕
土屋 薫	河村 千里	郡司美保子
中村 睦	蔵留千鶴	
尾崎信介	日景 淳	

旧

中村ちほ(管理獣医師)
赤木由香
若生香織

注意事項

この届出は、診療施設の開設届出事項に変更が生じた後10日以内に行ってください。

届出の必要な変更事項は次のとおりです。

- 1 開設者の住所、2 診療施設の名称、3 住居表示の変更、4 管理者の氏名・住所、5 診療業務の種類、
6 診療施設の構造設備、7 診療業務を行う獣医師、8 エックス線診療に従事する獣医師、9 エックス線装置関係
(1) エックス線装置の変更、(2) エックス線診療室の構造設備、